

マイナンバーカードの保険証利用について

健康保険証として利用いただけます。

なお（公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・介護保険証・特定疾病療養受療証等）の確認はマイナンバーカードで行うことができないため、すべてご持参ください。

※マイナンバーカードの保険証利用に関する詳細は下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

マイナンバーカードを持参され高額療養費制度の活用を希望され、同意いただける場合は、限度額認定証が不要になります

限度額認定書とは高額な医療費がかかる場合に、事前に申請して交付された「限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」を医療機関の窓口に提示することで、保険適用内の医療費の支払いを、自己負担限度額までにすることができる制度です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合の窓口負担

医療機関がオンラインで薬剤情報などの患者情報を確認でき、問診等の業務負担が減ると考えられることから、下表のとおり診療報酬の加算（医療情報・システム基盤整備体制充実加算）の窓口負担が低くなります。

この場合、薬剤情報などの提供について同意していただくことが必要です。同意がない場合には、従来の保険証で受診した際と同じ負担となります。

※3割負担の場合

		令和5年4～12月	令和6年1月～
初診	マイナンバーカードを利用しない	18円	12円
	マイナンバーカードを利用する	6円	6円
再診	マイナンバーカードを利用しない	6円	0円
	マイナンバーカードを利用する	0円	0円
調剤	マイナンバーカードを利用しない	12円	9円
	マイナンバーカードを利用する	3円	3円